

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課(室) 県土づくり本部農山漁村課

法令名	公有水面埋立法	法令の番号	大正10年法律第57号
許認可等の種類	免許失効の場合の原状回復義務の免除	根拠条項	第35条第1項但書
審査基準	過去実績がないので、当面審査基準は設けない。なお、許可の申請がなされた際に、直ちに審査基準を策定する予定である。		
受付 機関	農林事務所 土木事務所	処理 機関	農山漁村課
交付 機関	農林事務所 土木事務所	標準処理期間	30日
		標準経由期間	10日
		目次 NO	